

## 【オーストラリア】海洋環境保護関連 2 法の制定

海外立法情報調査室・松尾 和成

\* オーストラリア水域には毎年、200 隻以上のタンカーや化学製品を運搬する船舶だけでなく、約 3,500 隻もの貨物船が行き交っている。同時に、この水域には、オーストラリアの自然の象徴ともいえるクイーンズランド州のグレート・バリア・リーフや西オーストラリア州のニンガルー・リーフが含まれている。ラッド労働党政権は、壊れやすい環境を保護するために 2 つの海洋環境保護関連法を 2008 年に成立させた。

### 【2008 年海洋保護(バンカー油汚染損害に対する民事責任)法(2008 年法律第 76 号)】

この法律(注 1)は、「2001 年バンカー油汚染損害に対する民事責任に関する国際条約」(注 2)一船舶が燃料(バンカー)油を流出させた事態に備えて、船舶所有者に対し、その責任をカバーできるよう保険を掛けさせることを命じる多国間協定一をオーストラリアの法律に位置づけ、同条約を批准しようとするものである。

バンカー油は、船舶のエンジンを駆動するのに使用されており、それだけでなくすることが困難な油汚染の一形態となってきた。さらに、バンカー油は、きれいに除去することが大変難しく、海中や沿岸の野生生物に対してだけでなく、沿岸の地域社会やそこでの人々の暮らしに対しても、破壊的な影響力を潜在的に持つものである。

オーストラリアに入港する船舶に対しては、油汚染損害に備えた保険が適用されていることを示す証拠書類を船載することを命じる法律が、2001 年に制定された。しかし、2001 年の法律の下では、船舶所有者に過失ありと宣告されない限り、その者に油の流出の責任を問うことができなかった。この法律が制定されなければ、除去や補償の費用は、ほとんどの場合には国民により負担され続けることになったであろう。

この法律では、オーストラリアの水域に入る船舶は、そのバンカー油の流出について無過失責任(厳格責任)を負い、かつ、一切のバンカー油による汚染損害をカバーする義務的保険を携行しなければならないことになる。なお、この損害には、除去・清掃の費用や善意の第三者が被った経済的損失も含まれている。さらに、船舶の所有者から損害賠償を取るのに難点がある場合は、その船舶の保険業者が法的責任を負う。

支払われる補償の限度額は、問題を起こした船舶の大きさによって決まる。例えば、総トン数 35,000 トンの典型的なコンテナ船の場合、一件の事故に対し支払われうる補償限度額は、約 2400 万ドル(注 3)である。

条約の批准は、厳格責任(無過失責任)と保険の強制加入という首尾一貫する枠組みの中で、海洋汚染への政府のアプローチを強化することになる。

### 【2008 年海洋保護法制改正法(2008 年法律第 94 号)】

この法律(注 4)は、オイルタンカーからの油の流出の結果の汚染損害に対し支払われる補償の限度額を、約 3 億 6 千万ドルから約 13 億 3 千万ドルに引き上げることを主

な目的としている。

オイルタンカーからの油（積荷であると燃料であると問わない。）の流出の結果発生した汚染損害に対する補償金の支給を確保するために、従来 of 制度の下では、2 層構造の仕組みがあった。

・第 1 層の下では、タンカーの所有者が、タンカーの大きさにより定まる額を支払う責任を有する。最大規模のタンカーでは、その限度額は約 1 億 6 千万ドルになる。

・タンカーの所有者から獲得できる額が十分な補償を支払うのに満たない場合、第 2 層が適用される。第 1 層と第 2 層を合わせ用いることで、一つの事故に対して獲得できる補償の限度額は、約 3 億 6 千万ドルとなる。

・第 2 層に基づく補償は、国際油濁補償基金（注 5）から支払われる。この基金は、大部分は原油や船舶燃料用重油の輸入者である、レシーバーと呼ばれる者から徴収した資金で賄われている。

2008 年海洋保護法制改正法は、第 3 層、すなわち、補償の費用がタンカーの所有者と国際油濁補償基金から獲得できる額を超える場合に、補償を支払う仕組みを設立しようとするものである。これは、国際油濁補償基金と全く同じ仕方で作動する追加基金により、支払われる。追加基金は、国際油濁補償基金と同じメンバーによって執行され、また、国際油濁補償基金と同じ仕組みでその資金が調達される。

・追加基金は、タンカーの所有者、国際油濁補償基金及び追加基金の三者から、支払い限度額が合わせて約 13 億 3 千万ドルを超えないように、支払われることになる。

これにより、大規模なタンカーからの油の流出事故がオーストラリア沿岸で発生した場合、責任を有する機関が適切な規模の補償を行うことが保証されよう。

これら 2 法が整備されたことにより、オーストラリアの海洋環境保護の枠組みは、国際的に最善と考えられる水準まで強化されたことになろう。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 1 月 21 日現在である。）

(1) Protection of the Sea (Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage) Act 2008 2008 年 7 月 12 日裁可

<<http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/Act1.nsf/asmade/bynumber/3F1B8269EB7BC3E5CA25748F001D9A53?OpenDocument>>

(2) International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001.2001 年 3 月 23 日国際海事機関により採択.2008 年 11 月 21 日発効.

<<http://www.imo.org/>>

(3) ドルの表記はすべてオーストラリアドル。

(4) Protection of the Sea Legislation Amendment Act 2008 2008 年 10 月 3 日裁可

<<http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/Act1.nsf/asmade/bynumber/001D2BE4B215C384CA2574E000789FEF?OpenDocument>>

(5) The International Oil Pollution Compensation Fund : IOPC Fund